

平成24年7月11日

仙台市社会課

アクション・プランに係る地方自治体とハローワークの 一体的実施に向けた提案【仙台市】

1. 提案の概要

福祉事務所保護課内に、生活保護受給者、申請者及び相談者と、住宅手当受給者、申請者及び相談者（以下「保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援相談員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

東日本大震災の発生や、経済環境の急激な悪化に伴い、仙台市内でも稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある。現在、当市では各区保護課に就労支援相談員を2～3名ずつ配置し、就労支援の強化に取り組んでいるが、稼働年齢層である被保護者への就労支援のあり方は大きな課題となっている。

就労支援相談員及びケースワーカーが就労支援を行う中で、職業紹介の分野は一般の求職者と同じくハローワークを利用しており、ハローワークが就労支援において果たす役割は非常に重要である。しかし、仙台市内全ての区にハローワークが設置されているわけではなく、ハローワークが福祉事務所から遠い場合など、生活保護受給者等が求職活動を行う上で利便性が低い状況にある。また、ハローワークの相談窓口は一般的の求職者で常に混み合っており、保護受給者等の中には、窓口相談を行うことなく求人検索のみで求職活動が終わっている事例も多く見られる。

このような状況をふまえ、ハローワークの求人紹介機能を持つ窓口を各区の福祉事務所保護課に設置することにより、以下のようない効果が期待できる。

- ① ハローワークと、福祉事務所のケースワーカー、就労支援相談員3者の連携が密になり、一体的な支援が可能となる。
- ② 居住区内にハローワーク窓口があること、混雑が回避できること等により、利便性が向上し、保護受給者等の一層の求職意欲の喚起につながる。
- ③ 保護受給者等のための専門の相談員を配置することで、求職者と相談員の間の信頼関係の構築につながり、個別の状況を把握したうえでよりきめ細かな職業紹介・就労支援が可能となる。
- ④ 生活保護の相談者および申請者にも開放することにより、保護の申請と同時に求職活動が行えるようになり、速やかな就労支援が可能となる。

また、稼働能力を有する保護の相談者についても、どのような求人があるか等を保護の相談と同時に相談者へ示すことができ、生活保護を申請する前段階での就労に向けた助言が可能となる。

以上の理由により、ハローワーク業務を各区保護課に設置することが、支援対象者の就労支援に効果的であると考えられることから、以下のとおり仙台市とハローワークの一体的実施を提案する。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、申請者及び相談者と、住宅手当受給者、申請者及び相談者に限定し、一般の求職者は対象外とする。

(2) 設置場所

市内 5ヶ所の保健福祉センター内に設置する。

(3) 設置方法

各設置場所に、ハローワーク部門の相談員 2名を常駐、求人探索機と紹介端末を相談員の人数分設置する。

(4) 実施内容

- ① 相談員は、ケースワーカー、査察指導員及び就労支援相談員と連携を図り、求職者のニーズに応じた職業紹介を行う。また、併せて求人開拓業務を行う。
- ② 求人情報検索端末の設置により、ハローワーク求人情報の提供を行う。